



ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭の健康な生活の保持と経済的負担の軽減を目的とした医療制度で、医療機関で支払う自己負担額（保険適用分のみ）を全額助成します。

○対象になるのは？

【1】父母が就労などにより収入を得て、児童を扶養している…

- | | | |
|--|---|--|
| <p>①母子家庭世帯の母と18歳以下の児童
②父子家庭世帯の父と18歳以下の児童</p> | } | <p>①または②に該当する方で、父母の前年の所得に所得税が課税されていない方</p> |
|--|---|--|

【2】前年の所得に所得税が課税されていない人に扶養されている、
両親のいない18歳以下の児童

上記の所得税は年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ分の廃止前の算定方法で計算した額で判定します。

ただし、父母が未就労者であっても…

- ・ 求職活動や就労に向けた活動を行っている場合
 - ・ 職業能力向上のために職業訓練校等に在籍している場合
 - ・ 傷病により長期間（おおむね1ヶ月以上）在宅での安静または入院が必要な場合
 - ・ 親族が長期間の傷病や要介護状態により、ひとり親等が介護を行う必要がある場合
- 以上の場合は、特別な理由のある未就労者として、対象となりますのでご相談ください。

○助成の内容は？

医療機関で支払う自己負担額（保険適用分のみ）を全額助成します。

※食事代と保険適用外（差額ベット代、病衣代など）は対象になりません。

○助成を受けるためには？

税務町民課に申請し、「ひとり親家庭等医療証」の交付を受けてください。

※交付申請時の持ち物

- ・ 受給者全員の保険証
- ・ 父母が就労していることが確認できるもの（保険証や就労証明書など）
（父母が未就労の場合は、ケースに応じて証明書等が異なりますので、お問合わせください。）

医療機関を受診する際は、必ず保険証と「ひとり親家庭等医療証」を一緒に医療機関の窓口に提示してください。（提示がないと助成を受けられない場合があります。）

住所・氏名・加入している保険証が変わったときは手続きが必要です。